西東京市廃棄物の処理及び再利用に関する条例施行規則

平成13年1月21日 規則第123号

注 平成19年12月から沿革を付した。

改正 平成19年9月28日規則第92号 平成20年7月24日規則第39号 平成22年3月12日規則第6号 平成25年8月30日規則第44号 平成26年9月30日規則第43号

平成19年12月12日規則第99号 平成21年3月31日規則第6号 平成25年6月26日規則第39号 平成25年10月24日規則第50号

(趣旨)

第1条 この規則は、西東京市廃棄物の処理及び再利用に関する条例(平成13年西東京市条例第127号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則における用語の意義は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)、浄化槽法(昭和58年法律第43号)及び条例の例による。

(廃棄物減量等推進審議会の組織及び運営)

- 第3条 条例第7条第1項の規定により設置する廃棄物減量等推進審議会(以下「審議会」という。)に会長及び副会長を置き、委員の互選により選任する。
- 2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 4 審議会は、会長が招集する。
- 5 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 6 会長は、必要に応じて、会議に委員以外の者を出席させ、説明若しくは意見を聴き、又は調整を行うことができる。
- 7 審議会に関する庶務は、みどり環境部ごみ減量推進課が行う。

(廃棄物減量等推進員の活動)

- 第4条 条例第8条の規定により設置する廃棄物減量等推進員は、次に掲げる事項について西東京市(以下「市」という。)の施策に協力するものとする。
  - (1) 一般廃棄物の減量に係る地域住民への啓発に関する事項
  - (2) 一般廃棄物の分別及び適正な排出等に関する事項
  - (3) 資源物(資源として再利用すべき家庭廃棄物をいう。)の資源化及び再利用 の促進に関する事項

- (4) その他一般廃棄物の適正処理及び減量に関する事項
- 2 廃棄物減量等推進員は、毎月前項に掲げる事項に係る活動状況を取りまとめ、廃棄物減量等推進員活動状況報告書(様式第1号)により、市長に報告しなければならない。

(廃棄物減量等推進員の選出方法)

- 第5条 廃棄物減量等推進員は、次の各号に掲げる基準に従い、市民からの一般公募 により選出するものとする。
  - (1) 市内各町丁ごとに1人
  - (2) 市長が指定する大規模集合住宅ごとに1人
- 2 廃棄物減量等推進員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠推進員の 任期は、前任者の残任期間とする。

(廃棄物減量等推進員会議)

第6条 市長は、一般廃棄物の適正処理及び減量に必要な廃棄物減量等推進員の相互 の連絡調整、意見交換等を行うため、廃棄物減量等推進員会議を開催するものとす る。

(事業系一般廃棄物の収集、運搬及び処分の基準)

第7条 条例第15条第2項の規定による事業者が自ら事業系一般廃棄物の処理を行う 基準は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)第3条 各号及び第4条の2各号の規定並びに条例第18条第2項に規定する一般廃棄物の処 理及び再利用計画によるものとする。

(減量及び再利用に関する計画書)

第8条 条例第17条第1項の規定により廃棄物の減量及び再利用に関する計画書の提出義務を負う事業者は、建築物の延床面積3,000平方メートル以上を事業用途に供しているものとし、廃棄物の減量及び再利用に関する計画書(様式第2号)を毎年度市長に提出しなければならない。

(再利用対象物の保管場所)

- 第9条 条例第17条第2項の規定により規則で定める再利用の対象となるもの(以下 「再利用対象物」という。)の保管場所の設置基準は、次のとおりとする。
  - (1) 廃棄物 (再利用対象物を除く。以下この号において同じ。) の保管場所と明確に区分し、再利用対象物に廃棄物が混入しないようにすること。
  - (2) 再利用対象物を十分に、かつ、適切に収納できるものであること。
  - (3) 再利用対象物を品目別に分別して保管できるものであること。
  - (4) 搬入及び搬出作業が容易にできるものであること。
  - (5) 保管場所には、再利用対象物の種類その他注意事項を表示すること。
  - (6) その他市民生活の保全上支障の生じるおそれのないものであること。

(一般廃棄物処理基本計画等)

- 第10条 条例第18条に規定する一般廃棄物処理基本計画等には、次に掲げる事項を定めるものとする。
  - (1) 一般廃棄物処理計画
    - ア 一般廃棄物の処理に関する基本方針
    - イ 一般廃棄物の減量施策に関する事項
    - ウ 一般廃棄物の収集量及び処理量の見込みに関する事項
    - エ 一般廃棄物の種類及び分別の区分
    - オ 一般廃棄物の処理方法
    - カ 市が行う一般廃棄物の収集、運搬及び処分の方法に関する占有者及び事業者 の協力義務の内容
    - キ その他一般廃棄物の処理に関し必要な事項
  - (2) 一般廃棄物の処理及び再利用計画
    - ア 再利用に関する基本方針
    - イ 再利用促進の施策に関する事項
    - ウ 資源物等の収集量の見込みに関する事項
    - エ 資源物等の種類及び分別の区分
    - オ その他再利用に関し必要な事項
  - (一般家庭から排出される粗大ごみの処理手数料)
- 第11条 条例別表に規定する規則で定める一般家庭から排出される粗大ごみの廃棄物 処理手数料の額は、別表第1のとおりとする。

(手数料の徴収方法)

- 第12条 条例第22条の規定による廃棄物処理手数料(以下「手数料」という。)は、 納入通知書により徴収する。ただし、一般家庭から排出される粗大ごみ、し尿及び 指定収集廃棄物に係る手数料については、次に掲げるものを購入することによりこ れに代えることができる。
  - (1) 粗大ごみ処理シール (様式第3号)
  - (2) し尿処理券 (様式第3号の2)
  - (3) 指定収集袋(可燃ごみ・不燃ごみ兼用袋 様式第3号の3)
  - (4) 指定収集袋(プラスチック容器包装類専用袋 様式第3号の4)

(指定収集袋の種類)

第12条の2 指定収集廃棄物は、市長が指定する可燃ごみ、不燃ごみ及びプラスチック容器包装類にそれぞれ分別し、次の表に定める所定の指定収集袋により排出しなければならない。

指定収集袋の種類		容量
	ミニ袋	5 リットル相当

指定収集袋(可燃ごみ・不燃ごみ兼用袋)		10リットル相当 20リットル相当
	大袋	40リットル相当
	小袋	10リットル相当
指定収集袋(プラスチック容器包装類専用袋)	中袋	20リットル相当
	大袋	40リットル相当

(指定収集袋の交付方法)

第12条の3 指定収集袋の交付は、次の表の左欄に掲げる指定収集袋の種類に応じ、 同表の右欄に定める枚数を1組として行うものとする。ただし、市長が特別の理由 があると認めるときは、1枚ずつ指定収集袋(中袋及び大袋に限る。)を交付する ことができる。

指定収集袋の種類		1組当たりの枚数
指定収集袋(可燃ごみ・不燃ごみ兼用袋)	ミニ袋	10枚
	小袋	10枚
	中袋	10枚
	大袋	10枚
	小袋	10枚
指定収集袋(プラスチック容器包装類専用袋)	中袋	10枚
	大袋	10枚

(一般世帯におけるし尿収集)

- 第13条 一般家庭においてし尿収集を受けようとする者は、西東京市の指定するし尿 収集業者(以下「指定業者」という。)がし尿を収集する際、し尿処理券を当該指 定業者に渡さなければならない。
- 2 指定業者は、前月分のし尿収集について、前項のし尿処理券を取りまとめ、毎月 5日までに市長に提出しなければならない。

(事業者におけるし尿収集)

- 第14条 し尿収集を受けようとする事業者は、指定業者がし尿を収集した際に提示するし尿収集確認書(様式第4号)により、し尿の収集量を確認するものとする。
- 2 指定業者は、前月分のし尿収集について、前項のし尿収集確認書を取りまとめ、 毎月5日までに市長に提出しなければならない。

(排出量算定基準の特例)

第15条 条例第23条に規定する重量以外の基準により算定する場合は、1立方メートルを100キログラムに換算するものとする。

(手数料の減免)

第16条 手数料の減免は、次に掲げるところによる。

- (1) 家庭廃棄物(指定収集廃棄物を除く。)を次に掲げる者が排出する場合
  - ア 天災を受けた者 免除
  - イ 生活保護世帯 免除
  - ウ 火災等の事故により被害を受けた者 免除
  - エ 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び 特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)に基づく支援給 付を受けている者が属する世帯 免除
  - オ その他市長が特別の理由があると認めた者 免除又は減額
- (2) 指定収集廃棄物を次に掲げる者が排出する場合
  - ア 天災を受けた者 免除
  - イ 火災等の事故により被害を受けた者 免除
  - ウ 道路、公園その他公共施設等の清掃活動を行った自治会等の各種団体又は個 人 免除
  - エ 育児、介護等に使用した紙おむつを排出する者 免除
  - オ 枝木及び草葉(1回の排出量が、枝木にあっては1本の太さが5センチメートル以下、長さが1メートル以下の束を3束までとし、草葉にあっては容量が45リットル相当の袋で3袋までとする。)を排出する者 免除
  - カ 別表第2の左欄に掲げる世帯に属する者 免除(同表に定めるところにより 指定収集袋を交付することをもって免除とする。)
  - キ その他市長が特別の理由があると認めた者 免除又は減額

(減免申請手続)

- 第17条 条例第24条の規定により手数料の減免を受けようとする者は、廃棄物処理手数料減免申請書(様式第5号)により市長に申請しなければならない。ただし、市長が特に認めるときは、この限りでない。
- 2 前項の申請に必要とする書類は、市長が別に定める。
- 3 第1項本文の規定にかかわらず、前条第2号工及び才に掲げる手数料の免除については、申請手続を省略することができる。
- 4 市長は、第1項の規定による申請により手数料を減免することが適当であると認めるときは、廃棄物処理手数料減免申請承認書(様式第6号)を申請をした者に交付するものとする。
- 5 前条第2号カに規定する者が第1項の規定による手数料の減免の申請をした場合において、当該手数料を減免することが適当であると認めるときは、前項に規定する手続に代わり当該申請をした者に指定収集袋を交付する。
- 6 市長は、前条第2号カの規定により手数料を免除するときは、あらかじめ手数料 の免除をする期間を定め、当該期間に応じて指定収集袋を別表第2の規定により交 付する。

(手数料の還付)

- 第17条の2 手数料の還付に係る条例第22条第2項ただし書に規定する特別の理由とは、次の各号のいずれかに該当する場合をいう。
  - (1) 指定収集袋を所有している者が、市外に転出するとき。
  - (2) 前号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認めるとき。
- 2 前項の規定により手数料の還付を受けようとする者は、廃棄物処理手数料還付申 請書(様式第6号の2)により市長に申請しなければならない。
- 3 市長は、前項の規定による申請が適当であると認めるときは、廃棄物処理手数料 還付申請承認書(様式第6号の3)を申請者に交付するものとする。
  - (一般廃棄物処理業の許可申請)
- 第18条 条例第25条第1項の規定により一般廃棄物の収集若しくは運搬又は処分の業 (以下「一般廃棄物処理業」という。)の許可を受けようとする者は、一般廃棄物 処理業許可申請書(様式第7号)を市長に提出しなければならない。ただし、廃棄 物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第35号。以下「省令」 という。)第2条に規定するものについては、この限りでない。
- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。
  - (1) 個人にあっては住民票の写し。法人にあっては定款、登記事項証明書等
  - (2) 廃棄物の収集若しくは運搬又は処分に係る契約を締結している市内事業者を 記載した書類。ただし、新たに一般廃棄物処理業の許可を受けようとする者にあ っては、市内事業者と廃棄物の収集若しくは運搬又は処分に係る契約を締結する 予定があることを記載した書類及び次のいずれかを記載した書類
    - ア 市以外の地方公共団体による一般廃棄物処理業の許可を受けていること。
    - イ 一般廃棄物処理業を行うに当たり、再利用を推進することが明らかであること。
  - (3) 収集した廃棄物の運搬先又は処分先を証明できる書類
  - (4) 市以外の地方自治体による一般廃棄物処理業の許可証の交付を受けている場合は、その写し
  - (5) 個人にあっては当該個人の、法人にあっては代表者の印鑑証明書
  - (6) 運搬車の車庫、一般廃棄物の積替施設等の配置図、設計書(積替施設に限る。)、 写真及び付近の見取図
  - (7) 申請者(法人にあってはその業務を行う役員を含む。)が法第7条第5項第 4号の規定のいずれにも該当しない旨を記載した書類
  - (8) 従業員名簿
  - (9) その他市長が必要と認める書類及び図面

(業の許可基準)

第19条 条例第25条第1項の規定による許可の基準は、省令第2条の2各号に規定す

るもののほか、一般廃棄物の運搬先又は処分先を明確にできることとする。

(許可及び許可証)

第20条 条例第25条第3項に規定する許可証は様式第8号によるものとし、同条第4項の規定による許可期間は2年とする。

(業の変更の許可)

- 第21条 条例第26条の規定により一般廃棄物の収集若しくは運搬又は処分の事業範囲の変更の許可を受けようとする者は、一般廃棄物処理業変更許可申請書(様式第9号)を市長に提出しなければならない。
- 2 第18条第2項の規定は、前項の申請書について準用する。
- 3 市長は、第1項の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、許可する ときは、一般廃棄物処理業変更許可書(様式第9号の2)を申請者に交付するもの とする。

(業の取消し及び停止命令)

- 第22条 市長は、条例第29条の規定により許可を取り消し、又は事業の全部若しくは 一部の停止を命ずるときは、許可取消書(様式第10号)又は事業停止命令書(様式 第11号)により行うものとする。
- 2 前項の規定により許可を取り消し、又は停止を命じたために損害を及ぼすことが あっても、市長は、その責を負わない。

(業の休止及び廃止届)

第23条 一般廃棄物処理業者は、その事業を休止し、又は廃止しようとするときは、 事業を休止し、又は廃止しようとする日前60日までに業の休止・廃止届(様式第12 号)を市長に提出しなければならない。

(許可証の再交付)

- 第24条 条例第30条の規定により許可証の再交付を受けようとする者は、許可証再交付申請書(様式第13号)を市長に提出しなければならない。
- 2 き損により前項の申請を行う者は、当該申請書にき損した許可証を添付するものとする。

(許可証の返還)

- 第25条 一般廃棄物処理業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに許可証を市長に返還しなければならない。
  - (1) 許可に係る事業を廃止したとき。
  - (2) 条例第29条により許可を取り消されたとき。
  - (3) 許可期間が満了したとき。

(浄化槽清掃業の許可)

第26条 条例第32条第1項の規定により浄化槽清掃業の許可を受けようとする者は、 浄化槽清掃業許可申請書(様式第14号)に次の各号に掲げる書類及び図面を添付し て市長に提出しなければならない。

- (1) 個人にあっては住民票の写し。法人にあっては定款、登記事項証明書等
- (2) 個人にあっては当該個人の、法人にあっては代表者及び業務を行う役員の身 分証明書
- (3) 個人にあっては当該個人の、法人にあっては代表者の印鑑証明書
- (4) 申請者(法人にあってはその業務を行う役員を含む。)が浄化槽法第36条第 2号の規定のいずれにも該当しない旨を記載した書類
- (5) 環境省関係浄化槽法施行規則(昭和59年厚生省令第17号)第11条第1号から 第3号までに規定する器具の収納場所の配置図、写真及び案内図
- (6) 事務所の案内図及び事務所が自己所有である場合はそれを証明する書類(事務所を借用する場合は当該借用契約に係る契約書の写し)
- (7) 従業員名簿
- (8) 事業に係る全車両の一覧表 (写真添付)及び自動車車検証の写し
- (9) その他市長が必要と認める書類及び図面

(許可及び許可証)

第27条 条例第32条第2項に規定する許可証は、様式第15号によるものとし、同条第3項の規定による許可期間は、2年とする。

(実施報告書の提出)

第28条 浄化槽清掃業者は、条例第33条の規定による浄化槽清掃を行ったときは、翌月の5日までに浄化槽清掃実施報告書(様式第16号)を市長に提出しなければならない。

(準用)

第29条 第22条から第25条までの規定は、浄化槽清掃業者について準用する。この場合において、第23条及び第25条の規定中「一般廃棄物処理業者」とあるのは「浄化槽清掃業者」と読み替えるものとする。

(清掃指導員)

第30条 条例第39条の規定により設置する清掃指導員は、みどり環境部ごみ減量推進課の職員のうちから市長が任命する。

(委任)

第31条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成13年1月21日から施行する。ただし、第5条、第11条及び別表 の規定は、平成13年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行前に田無市廃棄物の処理及び再利用に関する条例施行規則(平成 5年田無市規則第7号。以下「田無市規則」という。)又は保谷市廃棄物の処理及

び再利用の促進に関する条例施行規則(平成6年保谷市規則第32号。以下「保谷市規則」という。)の規定に基づきなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

- 3 この規則の施行の日から平成13年3月31日までの一般廃棄物の処理に係る手数料については、この規則の規定にかかわらず合併前の田無市の区域にあるものにあっては、田無市規則の例により、合併前の保谷市の区域にあるものにあっては、保谷市規則の例により、手数料を徴収する。
- 4 第3条第7項及び第30条の適用については、平成13年3月31日までの間、第3条 第7項及び第30条中「環境防災部ごみ減量推進課」とあるのは「生活環境部ごみ減 量対策課及びごみ対策課」とする。

附 則 (平成15年10月1日規則第54号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の西東京市廃棄物の処理及び再利用に関する条例施行規則 別表の規定は、平成15年10月1日以降の処理の申込みのあった一般家庭から排出さ れる粗大ごみの排出について適用し、同日前に処理の申込みのあった一般家庭から 排出される粗大ごみの排出については、なお従前の例による。

附 則 (平成15年10月20日規則第55号)

(施行期日)

1 この規則は、平成16年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の西東京市廃棄物の処理及び再利用に関する条例施行規則の規定は、平成16年1月1日以後に処理の申込みのあったし尿の排出について適用し、同日前に処理の申込みのあったし尿の排出については、なお従前の例による。

附 則 (平成16年3月31日規則第7号)

(施行期日)

1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の第18条第2項第7号及び第26条第4号の規定は、平成16 年4月1日以後の一般廃棄物収集運搬業及び浄化槽清掃業の許可から適用し、同日 前に行った許可については、なお従前の例による。

附 則 (平成16年4月22日規則第18号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の西東京市廃棄物の処理及び再利用に関する条例施行規則 別表の規定は、この規則の施行の日以後に処理の申込みがあった一般家庭から排出 される粗大ごみの排出について適用し、同日前に処理の申込みがあった一般家庭か ら排出される粗大ごみの排出については、なお従前の例による。

附 則 (平成17年3月31日規則第37号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成18年3月31日規則第43号)

(施行期日)

1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の西東京市廃棄物の処理及び再利用に関する条例施行規則 別表の規定は、この規則の施行の日以後に処理の申込みがあった一般家庭から排出 される粗大ごみの排出について適用し、同日前に処理の申込みがあった一般家庭か ら排出される粗大ごみの排出については、なお従前の例による。

附 則 (平成19年6月29日規則第85号)

この規則は、平成19年7月1日から施行する。

附 則 (平成19年9月28日規則第92号)

(施行期日)

1 この規則は、平成19年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の西東京市廃棄物の処理及び再利用に関する条例施行規則 (以下「改正後規則」という。)第12条から第12条の3まで、第16条第2号、第17 条、第17条の2及び別表第2の規定は平成20年1月1日以後に排出される指定収集 廃棄物(西東京市廃棄物の処理及び再利用に関する条例(平成13年西東京市条例第 127号。以下「条例」という。)第19条の2第1項に規定する指定収集廃棄物をいう。 以下同じ。)の排出について、改正後規則第16条第1号及び別表第1の規定は同日 以後に排出される粗大ごみ(条例第20条第1項に規定する粗大ごみをいう。以下同 じ。)の排出について、それぞれ適用し、同日前に排出される指定収集廃棄物及び 粗大ごみの排出については、なお従前の例による。

附 則 (平成19年12月12日規則第99号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(適用)

2 この規則による改正後の別表第2の規定は、平成20年1月1日以後に排出される 指定収集廃棄物(西東京市廃棄物の処理及び再利用に関する条例(平成13年西東京 市条例第127号)第19条の2第1項に規定する指定収集廃棄物をいう。)の排出につ いて適用する。

附 則 (平成20年7月24日規則第39号)

(施行期日等)

1 この規則は、公布の日(以下「施行日」という。)から施行し、改正後の西東京 市廃棄物の処理及び再利用に関する条例施行規則(以下「新規則」という。)第16 条第1号工及び別表第2の規定は、平成20年4月1日から適用する。

(還付)

2 平成20年4月1日から施行日までの間に新規則第16条第1号エの規定の適用を受けることとなった者から徴収した西東京市廃棄物の処理及び再利用に関する条例 (平成13年西東京市条例第127号)第22条第1項に規定する廃棄物処理手数料は、その者からの免除の申請に基づき還付することができる。

附 則 (平成21年3月31日規則第6号)

(施行期日)

1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。

(適用)

2 この規則による改正後の別表第1の規定は、この規則の施行の日以後に排出される粗大ごみ(西東京市廃棄物の処理及び再利用に関する条例(平成13年西東京市条例第127号)第20条第1項に規定する粗大ごみをいう。以下同じ。)の排出について適用し、同日前に排出される粗大ごみの排出については、なお従前の例による。

附 則 (平成22年3月12日規則第6号)

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年6月26日規則第39号)

この規則は、平成25年7月1日から施行する。

附 則 (平成25年8月30日規則第44号)

(施行期日)

1 この規則は、平成25年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の別表第1の規定は、この規則の施行の日以後に排出される粗大ごみ(西東京市廃棄物の処理及び再利用に関する条例(平成13年西東京市条例第127号)第20条第1項に規定する粗大ごみをいう。以下同じ。)の排出について適用し、同日前に排出される粗大ごみの排出については、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際、この規則による改正前の西東京市廃棄物の処理及び再利用 に関する条例施行規則様式第1号による用紙で、現に残存するものは、所要の修正 を加え、なお使用することができる。

附 則 (平成25年10月24日規則第50号)

この規則は、平成25年11月1日から施行する。

附 則 (平成26年9月30日規則第43号)

(施行期日)

1 この規則は、平成26年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の第16条第2号及び別表第1の規定は、この規則の施行の 日以後に排出される枝木及び草葉並びに粗大ごみの排出について適用し、同日前に 排出される枝木及び草葉並びに粗大ごみの排出については、なお従前の例による。

## 別表第1 (第11条関係)

一般家庭から排出される粗大ごみの手数料

	主な品名	単価
1	スキー板 物干しざお 一輪車 三輪車 ベビーカー 一面鏡姿見 網戸	200円
2	こたつ たんす(一辺が120センチメートル未満のもの) 棚類(一辺が120センチメートル未満のもの) 押し入れ収納庫 テーブル 応接用椅子(一人用) 鏡台 三面鏡類 レンジ台 ガステーブル 車椅子(電動以外のもの) 物干し台(コンクリート製の土台を除く。)	
3	ミシン(卓上式以外のもの) たんす(一辺が120センチメートル以上のもの) 棚類(一辺が120センチメートル以上のもの) 応接用椅子(二人以上用) 学習机 ベッド ベビーベッド ベルトマッサージ機 流し台 調理台 物置(半畳以内のもの) 洗面化粧台 ウッドカーペット(6畳未満のもの)	
4	ステレオセット サイドボード ランニングマシン エアロバイク ドラムセット ウッドカーペット(6畳以上のもの) 物置(面積が半畳を超え1畳以内のもの)	1,500円
5	2 段ベッド	2,000円
6	原動機付自転車(50 cc 以下のもの) 物置(面積が 1 畳を超え 2 畳 以内のもの)	2,500円

備考 この表の主な品名の欄に掲げられていない粗大ごみの手数料の単価については、その形状、重量等を勘案してこの表に掲げる主な品名の単価に準じて市長が 定める額とする。

別表第2 (第16条、第17条関係)

	指定収集袋の種類及び枚数	
対象世帯	指定収集袋(可燃ご 指定収集袋(プラスラ	

	み・不燃ごみ兼用袋)	ック容器包装類専用
		袋)
生活保護世帯	130枚/年	50枚/年
児童扶養手当受給世帯	130枚/年	50枚/年
特別児童扶養手当受給世帯	130枚/年	50枚/年
老齢福祉年金受給世帯	130枚/年	50枚/年
遺族基礎年金受給世帯	130枚/年	50枚/年
身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)		
の規定による身体障害者手帳を所持する者		
(障害の程度が1級又は2級と記載された	130枚/年	50枚/年
ものに限る。)が属し、かつ、市民税が非課		
税の世帯		
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律		
(昭和25年法律第123号)の規定による精神		
障害者保健福祉手帳を所持する者(障害の程	130枚/年	50枚/年
度が1級又は2級と記載されたものに限		
る。)が属し、かつ、市民税が非課税の世帯		
東京都知事の定めるところにより交付され		
た愛の手帳を所持する者 (障害の程度が1度	130枚/年	50枚/年
又は2度と記載されているものに限る。)が		
属し、かつ、市民税が非課税の世帯		
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに		
永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶	130枚/年	50枚/年
者の自立の支援に関する法律に基づく支援	100次/	
給付を受けている者が属する世帯		

## 備考

- 1 指定収集袋の枚数は、1世帯につき1年分の枚数とし、市長が決定する手数料の免除の期間における月数に応じてあん分して得た枚数を交付する。ただし、当該あん分して得た枚数に1未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。
- 2 指定収集袋の種類は、原則として1人世帯は小袋、5人以上の世帯は大袋、 それ以外の世帯は中袋とする。
- 3 世帯の区分が重複する場合については、1区分の枚数を交付する。
- 4 「市民税が非課税」とは、手数料の減免の申請時における世帯の課税状況によるものとする。